破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５号
岩手県釜石市只越町２丁目４番16号　金崎ビル
債務者　遊佐　　**昱**
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２２年（フ）第８５９号
愛知県豊田市青木町２丁目109番地１　サンロイヤル左右木203号、旧住所愛知県豊田市花本町青木10番地４
債務者　寺島紀美子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８８５号
愛知県豊田市青木町２丁目109番地１　サンロイヤル左右木203号、旧住所愛知県豊田市花本町青木10番地４
債務者　寺島　　博
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３３７２号
神奈川県大和市南林間２丁目１番９号　サンライズ南林間302号
債務者　井上美恵子（旧姓飯嶋）
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６７号
熊本県八代市松崎町403番地４　６
債務者　岩﨑　健次
1　決定年月日時　平成23年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第７６号
熊本県球磨郡山江村大字万江甲961番地の１
債務者　平江麻奈美
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第７７号
熊本県球磨郡山江村大字万江甲961番地の１
債務者　平江　茂雄
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第８２３号
愛知県刈谷市板倉町１丁目９番地１　ユーハウス東刈谷505号
債務者　原　　和生
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８３４号
愛知県岡崎市柱５丁目２番地３　タウニィ石原Ａ206、住民票上の住所愛知県岡崎市元能見町28番地３
債務者　小笠原悦子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１６５３号
東京都葛飾区宝町２丁目４―12―301
債務者　熊谷　昭博
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６５４号
東京都葛飾区宝町２丁目４―12―301
債務者　熊谷　三枝
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６５６号
東京都江戸川区平井３丁目４―12―1103
債務者　高橋　幸代
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６６２号
東京都大田区大森北６丁目16―20　内山方
債務者　田丸　　真
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７４５号
東京都江戸川区春江町３丁目30―20
債務者　田中　寿洋（旧姓根建）
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８２１号
東京都足立区島根１丁目１―27
債務者　青木　　茂
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８２７号
東京都江東区大島７丁目12―２―202
債務者　藤巻　　薫
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部